

## 骨髄ドナーへの給付を開始しました

- すでに、有配当総合医療保険(H21)、総合医療特約(H20)、新がん入院特約(H20)にご加入いただいているお客様に対して、以下のとおり、「骨髄ドナーとして受けた骨髄幹細胞の採取術への給付」および、「患者として受けた骨髄移植術への給付」を開始しました。

- ・骨髄移植は白血病などの血液難病を治すための治療法であり、現在は親族間や骨髄バンクを介して、骨髄提供が行われています。骨髄提供には、通常、入院や手術を必要とし、骨髄ドナー(健康な骨髄液の提供者)となられる方への負担を伴っているという現状があります。
- ・そこで、「骨髄ドナーとして受けた骨髄幹細胞の採取術への給付」を保障の対象に追加しました。あわせて、「患者として受けた骨髄移植術への給付」も保障の対象に追加しました。

### 【対象となる保険種類】

「骨髄ドナーとして受けた骨髄幹細胞の採取術」への給付	「患者として受けた骨髄移植術」への給付
有配当総合医療保険(H21) / 総合医療特約(H20)	有配当総合医療保険(H21) / 総合医療特約(H20) / 新がん入院特約(H20)

- ・なお、これらの給付の開始に伴う**保険料の変更はありません**。

- お支払いにあたっては、次の条件を満たす必要があります(※)

- ① 上記の「対象となる保険種類」において行った、「骨髄ドナー」または「骨髄移植術の患者」としての入院・手術であること
- ② 平成24年4月2日以後のご請求であること

(※)骨髄ドナーとしての入院は1泊2日以上入院をしたときに限る等、お支払いに関し、諸条件があります。

**平成24年4月1日以前の入院・手術についても、上記の条件に該当する場合にはお支払対象となりますので、十分にご確認ください。**

- なお、平成24年4月2日以降の商品である以下の保険種類においても、「骨髄ドナー」または「骨髄移植術の患者」としての入院・手術はお支払対象となります(※)

「骨髄ドナーとして受けた骨髄幹細胞の採取術」への給付	「患者として受けた骨髄移植術」への給付
総合医療保険(有配当2012) / こども総合医療保険(有配当2012)	総合医療保険(有配当2012) / こども総合医療保険(有配当2012) / がん医療保険(有配当2012)

(※)お支払対象となる骨髄ドナーとしての入院・手術は責任開始の日から1年経過後の入院・手術に限ることや、骨髄ドナーとしての入院は1泊2日以上入院をしたときに限る等、諸条件があります。

詳しくは「ご契約のしおり—定款・約款」に記載されておりますので、必ずご確認ください。

- お支払いの可能性ががあると思われる場合、あるいは判断に迷う場合や、お支払いの諸条件・請求方法等についてご不明な点がある場合は、お気軽に担当のニッセイータルパートナーまたはニッセイコールセンターにご連絡ください。
- (\*)骨髄ドナーとして受けた骨髄幹細胞の採取術を、日本骨髄バンクを通じて行った場合は、当社所定の診断書に代えて、日本骨髄バンクが発行する「証明書(骨髄バンク ドナー給付用)」でもご請求いただける場合があります。

<ニッセイコールセンター>

0120-201-021(通話料無料) 受付時間 : 月~金曜日9:00~18:00 土曜日9:00~17:00  
(祝日、12/31~1/3を除く)



日本生命保険相互会社

本店 〒541-8501 大阪市中央区今橋 3-5-12  
東京本部 〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6

ニッセイータルパートナー